

2007年1月27日

自主活動のルール

1. 本ルールは、会員有志が定例活動日以外に定例活動を行っているフィールドで行う活動に適用するものである。
2. 正会員が呼びかけ人となり、原則として呼びかけ人を含む2名以上で活動すること。
3. 参加者のうち1名は、その自主活動に関して責任能力があり、そのフィールドの境界を知っていること。（「責任能力」の判断は、フィールドリーダー、代表を含む事務局がおこなう）
4. 呼びかけ人は活動日前に、フィールドリーダーまたは事務局に活動の日時・内容を連絡し、終了後はその報告をすること。
5. 参加者は、自主活動用傷害保険またはそれに類する保険に加入していなければならない。
6. 自主活動では部外者はいれない。（部外者については、「お試し会員」の資格を有する者を定例会に受け入れる）。
7. 山主さんに迷惑をかけないように、また、会員同士のトラブルを避けるためにも以上のルールを守り、安全を重視した、楽しい自主活動をおこないましょう。